

文京区監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和2年3月2日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	白	石	英	行

## 令和元年度定期監査結果報告書（後期）

### 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、本区の事務の執行が適正、適切に行われているかについて、令和元年度定期監査を実施した。

### 2 監査の対象

主として平成30年度における本区のと事務及び事業の執行

### 3 監査の実施期間

令和元年8月26日から令和元年12月24日まで

### 4 監査の着眼点

平成31年度定期監査実施計画に基づき、事務及び事業の執行について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性といった観点を重視し、以下の事項に主眼を置いて監査を実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。徴収手続は適正か。収入未済の債権管理は適切か。
- (2) 予算が適正かつ効果的、効率的に執行されているか。
- (3) 契約手続が適正に行われているか。入札・契約の競争性及び透明性は適切に確保されているか。履行確認は適切か。
- (4) 事務及び事業は経済的、効果的かつ効果的に実施されているか。
- (5) 施設、備品等財産の管理が適切に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。
- (7) 内部統制の整備状況はどうか、内部統制が有効に機能しているか。

### 5 監査対象部署（施設）

子ども家庭部、保健衛生部、都市計画部、土木部、資源環境部、施設管理部、教育推進部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局、小学校、中学校、幼稚園

### 6 監査の実施内容

対象部署（施設）に対して表1のとおり監査を実施した。

- (1) 監査は、資料、帳簿等の書面監査及び実地監査を効果的に併用して行った。
- (2) 事務及び事業については、リスク又は重要度が高いと思われるものを選定した。
- (3) あらかじめ監査対象となる部に対し事前調査を行い、事務局職員が書面又は必要に応じ実地により事前監査を行った。
- (4) 監査委員による監査は、監査対象の部課については部長及び課長に対し同時に行い、提出された資料、帳簿等の書面監査結果等を付して行った。小・中学校、幼稚園、保育園、児童館・育成室の実地監査については、提出された資料をもとに各校、園、館長に対して行った。

### 7 監査の結果

財務事務を含む事務及び事業について、おおむね適正に執行されていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項として下記のとおり指摘と意見を行うものである。早急に改善のため原因と内部統制の対応も含め報告されたい。

(1) 指摘事項の処理基準

以下の処理基準に該当する項目を指摘事項とした。

- ア 事務又は事業の執行において、合規性、正確性の観点から重要な違法又は不当と認められ、是正又は改善を求めるもの。
- イ 事務又は事業の執行において、経済性、効率性、有効性の観点からは是正又は改善を求めるもの。
- ウ 口頭注意により是正又は改善を指示した事項について、十分な措置がとられていないもの。

(2) 財務事務

ア 指摘事項

(ア) 支出関係

a 育成室運營業務委託契約の代金支払い等について

(a) 委託契約の履行確認

3 育成室の運営に係る育成室運營業務委託 90,212,000 円外 1 件、総額 140,242,133 円の契約については、委託仕様書において支払方法を「検査合格後、受託者の請求書に基づき月額払い」と定め、当該育成室については 4 月以降、日付のない各月の実績報告書が事業者から提出されており、各月に業務は完了しているものと考えられる。このため、検査員たる事業執行係長は、当該契約を構成する約款（以下「約款」という。）第 5 条に基づき、毎月の委託業務完了後、実績報告書を受領した日から 10 日以内に契約の履行に関する検査を開始する必要がある。しかしながら、各月業務完了後に実施すべき検査を行わず、平成 30 年度会計年度終了後の令和元年 6 月に 12 か月分の実績報告書に基づいて一括した完了検査を行っており、検査による履行確認を適時適切に行っていない。

各月の業務完了を確認のうえ、実績報告書の受領後 10 日以内に契約の履行に関する検査を開始することを徹底し、適切な履行確認を行われたい。

(児童青少年課)

(b) 代金支払いにおける請求書

上記育成室運營業務委託契約に係る代金支払いについては、各月の検査は実施されていないが、事業者からは 4 月以降、月ごとの請求書が提出されている。しかしながら、提出された請求書の日付は空欄となっており、請求日が明らかではない。この場合、請求日については、各月業務完了後の事業者からの請求書提出日あるいは検査合格前に請求書が提出されている場合は検査合格日と考えられるが、提出日は正確な記録が残されていないことから明らかではなく、検査も実施されていない。

約款第 11 条では、請求日から 30 日以内に支払いをすべきことを規定し、支払期限の翌日から遅延利息金が発生することとなっているが、請求書に請求日の記載がないことから、遅延期間の有無や遅延があった場合

の遅延日数が明確ではない。

日付が空欄の請求書を受領した場合は日付の入った請求書の提出を事業者に依頼すべきであり、日付が記載された適正な請求書に基づいた支出がされるべきである。本件は既に支出がなされているが、前述した理由により請求日を明らかにする必要がある。本件請求書の請求日を明らかにするとともに、当該請求日に基づき遅延がある場合は、契約約款に基づいた遅延利息金の支払いを行われたい。

(児童青少年課)

(c) 代金支払い

上記育成室運營業務委託契約については、各月の実績報告書受領後、業務完了に係る検査等履行の確認を実施せず、事業者からは日付が空欄ではあるものの各月の請求書が提出されている。約款第11条では、請求書が提出された日から30日以内に代金を支払うこととされているにもかかわらず支払の手续を怠り、支払手続きの完了確認も行われることなく、翌年度の令和元年6月に12か月分を一括して支払いがなされている。事業者は平成30年4月に代表者が変更し、代金支払口座の変更手続きが平成30年9月まで完了していなかったという事情等はあるものの、平成30年度中に代金支払いを実施することは可能であったと考えられる。

適切に検査等の履行確認を実施したうえ、適正な時期に支払事務を実施されたい。

(児童青少年課)

(d) 処遇改善経費の支出

上記育成室運營業務委託に付随する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善経費については、本区においては平成30年度から国の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき開始したものである。当該支出については、放課後児童支援員等の処遇改善等を目的とされる交付金としての性格を有するものであり、契約の一種である。このため区としてはどのような場合に一定額を支出するか、あるいは事業者が条件を達成しない場合の対応等を意思決定した上で、事業者に支出の条件と条件を達成した際に定められた額を支払う旨を示すことが必要である。また、事業者からは当該条件に同意して、申込みを行う旨の文書による意思表示を得る必要がある。しかしながら、この放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善経費1,990,000円の支出については、このような事業に関する意思決定がなく、また契約の内容として条件等が記載されておらず、事業者との条件に関する合意文書も存在していない。このため事業者への支出条件及び処遇改善の方法も明らかではなく、本経費の支出根拠が明確であるとはいえない。

この放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善経費についても、事業者から提出された実績報告書と日付が空欄の請求書に基づき令和元年6月に支出が行われているが、理由なく支払いが遅延している。

事業者への支出条件及び処遇改善等の方法やこれが達成された際の事業者への支出額を明確に意思決定するとともに、これに基づく区と事業者との間の合意を契約書あるいは他の文書で明確にされたい。

また、このような支払い遅延の原因を明確にし、これを防止するよう必要な内部統制体制を確立するよう取り組まれない。

(児童青少年課)

b 事業者への代金支払い

(a) 契約代金の支払い

みどり公園課における公園等清掃・砂場熱処理の委託(湯島・目白台周辺地区)契約での各月払の代金支払いにおいて、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況でないにもかかわらず、このうち2か月分合計 3,691,137 円が検査完了後から事業者への支払いまで3か月から4か月以上経過していた。

次に、文京清掃事務所における車庫樹木剪定管理委託契約の代金197,100 円の支払いにおいて、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況でないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払いまで4か月程度経過しているものがあった。

次に、施設管理課における保育園等福祉施設清掃等業務委託契約での各月払の代金支払いにおいて、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況でないにもかかわらず、このうち7か月分合計 15,287,400 円が検査完了後から事業者への支払いまで2か月から3か月以上経過していた。

また、保全技術課における文京シビックセンターセキュリティシステム保守業務委託契約での年2回払の代金支払いにおいて、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況でないにもかかわらず、このうち1回分 4,093,200 円が検査完了後から事業者への支払いまで3か月以上経過していた。

次に、学務課における小学校空調機改修工事 254,340 円外3件、総額 778,356 円の契約の代金支払いにおいて、事業者に対して請求書の提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払いまで3か月以上経過しているものがあった。

また、児童青少年課における育成室運營業務委託 4,440,853 円外12件、総額 53,580,527 円の契約の各月の代金支払いにおいて、事業者に対して請求書の提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払いまで2か月以上経過しているものがあった。

検査完了後、速やかに請求書の提出を求めるとともに、支払状況の管理、確認を徹底し、適正な時期に支払いを行われたい。

(みどり公園課、文京清掃事務所、施設管理課、保全技術課、学務課、児童青少年課)

(b) 指定管理料の支払い

児童館指定管理料 13,161,597 円外2件、総額 32,658,997 円の前金払及び概算払による支払いにおいて、事業者に対して請求書の提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、協定書に定めた支払時期を最大2か月以上過ぎて支払を行っているものがあった。

協定書で規定された支払時期までに、速やかに請求書の提出を求めて支払を行うとともに、支払状況の管理、確認を徹底し、適正な時期に支

払いを行われたい。

(児童青少年課)

(イ) 事務関係

a 納付書の別人への誤送付

児童扶養手当の過誤払に係る返還金の収納事務において、返還請求に関する納付書を送付する際、個人情報の記載された納付書2名分を取り違えて封入したため、それぞれ別の納人に納付書が送付された。この納付書を受け取った納人が誤送付に気付かず返還金の納付を行った結果、本来納付すべき本人の返還金額と異なる金額が納付された。

納付書の発行、封入時における複数の者によるチェックの実施等基本的な内部統制を強化するとともに、職員間で個人情報の取扱いに対する意識の向上を図り、文京区個人情報の保護に関する条例第10条の規定に基づき個人情報に関する適正な管理体制の強化を図られたい。

(子育て支援課)

b 調定額通知書の送付時期

子ども宅食プロジェクト寄付金については、毎月複数の納人からの収納が見込まれるため、会計事務規則第22条第1項の規定の適用により、当月内に納付のあった寄附金を取りまとめて翌月5日までに会計管理者に調定額を通知することとされているにもかかわらず、期日に遅延して通知が行われていた。本件は、平成30年度定期監査結果において同様の処理が行われていたことから指摘事項としたところであるが、その後、改善がなされていない。会計事務規則に基づく会計管理者への通知を確実に実行する体制を構築の上、速やかに改善を図られたい。

(子育て支援課)

(ウ) 契約関係

a 適正な見積書の徴取

契約事務規則第41条において、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない」とされている。しかし、見積書の徴取がなされていない契約が文京清掃事務所で3件、第一中学校で1件、茗台中学校で1件見受けられた。契約事務規則に基づき見積書を徴し適正に契約事務を処理されたい。

(文京清掃事務所、第一中学校、茗台中学校)

(エ) 資産等の管理

a 物品の不適切な廃棄処分手続き

生活衛生課の一酸化炭素自動測定記録計(取得価額610,000円)については、当該物品を廃棄していたにもかかわらず、物品管理規則第28条に定められている組替え及び廃棄の手続を行わず、供用備品現在高調書に登載していたままであった。また、不存在であるにもかかわらず自己検査における会計管理者への報告では存在している旨実態と異なる報告をしていた。このため平成30年度決算の付属書類である財産に関する調書において現在高として登載されることとなった。

物品の適正な管理及び決算書類の正確性の観点から問題であり、今後このようなことのないよう改善を行うとともに、適切に内部統制体制を構築さ

りたい。

次に、幼児保育課の食器洗浄機（取得金額 800,000 円）については、平成 31 年 4 月に当該物品を廃棄していたにもかかわらず、物品管理規則第 28 条に定められている組替えの手続を行わず、8 月まで供用備品現在高調書に登載されたままであった。

また、平成 30 年度定期監査結果において組替えの手続を行うことなく廃棄された幼児保育課（保育園）の物品 4 点については、指摘事項としたところであるが、令和元年 9 月まで組替えの手続が行われていなかった。

物品管理規則に基づく組替え等の手続を実行する体制を構築し、速やかな処理の徹底を図りたい。

（幼児保育課、生活衛生課）

### (3) 事務及び事業

#### ア 子ども家庭部

##### (ア) 子育て支援課：地域子育て支援拠点助成

###### a 事業の概要

地域の子育て支援の充実を図るため、地域団体等が常設の地域子育て支援拠点を開設し、乳幼児及びその保護者の交流や、子育てに関する相談、情報の提供、提言その他の援助等を実施する地域子育て支援拠点事業について、必要な運営及び開設準備に要する費用の一部を助成する（平成 30 年度 2 か所）。

###### (a) 平成 30 年度実績

- こまびよのおうち（平成 30 年 4 月～31 年 3 月）  
利用者登録数：147 名 利用件数：2,147 名 相談件数：279 件
- こそだて応援まちふら（平成 30 年 10 月～31 年 3 月）  
利用者登録数：223 名 利用件数：708 名 相談件数：20 件

###### (b) 平成 30 年度決算額

23,596,516 円

###### b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

各地域子育て支援拠点では、親子の交流の場の提供のほか、運営団体のスタッフ等が丁寧に話を聞いてアドバイスを行う子育て相談、専門機関の紹介、利用者の要望を踏まえた子育て支援に関する講習等が実施されている。

事業の利用状況については、利用登録者が毎月増えており、安定した利用がされている。実績報告書等によれば、各事業内容は利用者にも好評であるとの記載もあるが、実績報告書等には誤字、文字の誤変換、欠落等により報告内容が不明確な部分も見受けられ、正確な情報として提出を受け、保管するには、所管課は補正を求める必要がある。

また、運営団体が事業開始時に建物の貸主に支払った敷金については、賃貸終了時に運営団体へ返還される可能性もあるが、事業開始に向けて改修した場合、建物の返還時には原状回復が必要となることから返還されないものと判断し、補助対象経費としている。しかし、補助要綱には敷金に関する記載はなく、取扱いが不明瞭である。

c 意見

運営団体が建物の貸主に支払った敷金の取扱いについては、事業終了時に敷金が返還される場合も考慮し、疑義が生じることのないよう速やかに検討し、地域子育て支援拠点事業運営費等補助要綱における取扱いの明確化を図られたい。

(イ) 幼児保育課：保育施設指導検査事業

a 事業の概要

私立認可保育所等の開設を中心とした待機児童対策により保育施設が増加しているため、保育施設指導検査及び巡回指導を一層強化・充実し、保育の質の確保に取り組む。

(a) 検査の種類

・一般指導検査

文京区特定教育・保育施設（認可保育所）指導検査基準及び文京区特定地域型保育事業指導検査基準等に定める運営管理、保育内容、会計経理に係る検査事項全体について、施設等の所在地において検査を行う。

・特別指導検査

事業者又は施設において特に改善が必要とされる場合等に、特定の検査事項を定めて重点的又は改善が図られるまで継続的に検査を行う。

(b) 平成30年度実績

・一般指導検査

文京区単独実施：9施設 東京都単独実施：3施設

東京都・文京区合同実施：3施設

（令和元年度実施予定：58施設）

・特別指導検査

実施なし

(c) 平成30年度決算額

139,251円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

平成30年度の一般指導検査は、東京都の指導検査への立会いを含め、15施設で実施している。特別指導検査の実施はなく、法令等の違反、保育所運営に著しく適正を欠くような事例は発生していない。

一般指導検査は、係長級職員を含めた5名程度の検査員が保育所へ出向き、運営管理、保育内容、会計経理に分かれて検査を実施している。

検査結果は書面により保育所へ通知し、通知を受けた保育所は通知到着後30日以内に改善状況報告書又は改善計画書を区へ提出しており、改善状況は適切に把握されている。

区の指導検査実施要綱等は、東京都の指導検査実施要綱等の内容に区独自の実施内容を追加する形で作成されている。また、東京都が実施した指導検査内容は区にも提供されており、保育所は改善状況報告書を区へ提出し、区が審査後、東京都へ進達するなど連携が図られている。



(ウ) 子ども家庭支援センター：子ども家庭相談事業

a 事業の概要

家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援するため、区内在住の18歳未満の方とその保護者等を対象に、子育てについての悩みや児童虐待等に関する相談事業を実施する。相談事業は、一般相談、一般相談後に内容に応じて利用できる専門相談、経済的な困りごとや生活上の様々な悩みを抱えている子育て世帯の相談を電話・来所・メールで受ける子ども応援サポート室、区内保育所等への巡回相談事業を実施している。相談等により支援対象となった家庭に対しては育児支援ヘルパーや他の子育て支援事業等の活用により支援を行い、児童虐待の発生を未然に防いでいる。

(a) 平成30年度実績

- ・総合相談事業（相談員の訪問、面談、電話等の回数）  
一般相談：12,173回　専門相談：452回  
うち、児童虐待に関するもの7,909回
- ・児童虐待内容別状況（新規の人数）  
身体的虐待：138名　性的虐待：1名　心理的虐待：185名  
保護の怠慢・拒否：92名
- ・子ども応援サポート室  
電話・メールによる相談：11件　巡回相談（訪問）：137回  
巡回相談（新規相談）：45件

(b) 平成30年度決算額

30,210,416円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合规性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

総合相談の件数は12,625件で、5年前と比べ倍増しており、児童虐待に関する案件を中心に年々増加している。

一般相談は、電話又は来所により相談を受け付けており、その場で対応が終了するケース、関係機関へつなぐケース、引き続き来所して継続的な支援を行うケースなどがある。また、子ども家庭支援センター内のぴよぴよひろば来所者が、ひろば職員への相談から児童相談係の相談につながるケースもある。

児童虐待対応については、虐待サインへの気づき、通告から始まる虐待対応の流れ等を周知するため、児童虐待防止マニュアル、児童虐待防止のための早期発見マニュアル等を作成し、区内小・中学校、保育園等へ配布している。

相談体制については、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、臨床心理士等の専門資格と実務経験を持った職員が相談にあたっており、今後の児童相談所開設に向け、さらに経験豊富な専門職員による体制の充実が求められる。

イ 保健衛生部

(ア) 健康推進課：各種がん検診（がん検診システム開発を含む）

a 事業の概要

がんの早期発見・早期治療につなげるため、(国の指針である)乳がん検診、子宮がん検診、胃がん検診(X線、内視鏡)、大腸がん検診を実施していくことで、がんの早期発見・早期治療につなげ、区民の主体的ながん予防を促進する。

(a) 平成30年度実績

・各種がん検診

		受診者数(人)	受診率(%)	備考
乳がん検診		4,883	20.2	女性特有含む
子宮がん検診		8,248(584)	23.9	( )は体がん検診受診者数
胃がん検診	エックス線	3,496	5.1	
	胃部内視鏡	7,477	32.6	
大腸がん検診		19,925	27.1	

・がん検診システム

がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させるため、検診の精度管理(受診対象者、結果把握、追跡調査等の台帳管理)の向上を図り、健康増進法第19条の2の規定に基づくがん検診事業について、紙媒体を中心とした検診結果管理を改め、電子化を行った。(平成31年4月稼働)

(b) 平成30年度決算額

450,602,865円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

胃がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診において、はがきによる受診勧奨、再勧奨及びリーフレットによる個別勧奨を行い、受診者数の増加、受診率の向上に寄与している。受診者数は、文京区基本構想実施計画と比較しおおむね目標を達成している。また、平成29年度より胃がん検診の検査項目に胃内視鏡検査を追加し、受診者の増加と受診率の向上が図られている。

令和元年度に稼働したがん検診システムを活用し、対象者への受診の周知を強化するとともに、検診結果、その後の精密検査の状況把握等にさらに取り組むことにより、引き続き受診率の向上やがんの早期発見、治療を図っていくことが重要である。

(イ) 保健サービスセンター：文京区版ネウボラ事業

a 事業の概要

妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援として、宿泊型ショートステイ事業を拡充するほか、新たに訪問型産後ケア相談事業、デイケア型

産後ケア事業を開始し、精神的・身体的に不安定になりがちな産婦の回復を助け、産後うつや児童虐待の予防及び早期支援を図る。

(a) 平成30年度実績

- ・宿泊型ショートステイ：122件
- ・沐浴指導・相談事業：29件
- ・母乳相談事業（訪問型）：345件
- ・母乳相談事業（外来型）：231件
- ・訪問型産後ケア相談事業：33件
- ・ネウボラ面接：2,154件
- ・ネウボラ相談事業：5,599件
- ・デイケア型産後ケア事業：165件

(b) 平成30年度決算額

49,142,277円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合规性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

デイケア型産後ケア事業のアンケートでは、5段階評価で4満足、5大変満足を合わせると94.5%の方から好評を得ている。

宿泊型ショートステイの利用件数は、平成30年度より委託先の追加により、29年度の75件に比べ122件と大きく増加するとともに、新たに訪問型産後ケア相談事業及びデイケア型産後ケア事業を開始し、産後も安心して子育てできる体制が充実した。

ウ 都市計画部

(ア) 地域整備課：耐震改修促進事業

a 事業の概要

耐震改修が必要な建築物の所有者に意識啓発を図るとともに、建築物の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に要する費用の一部を助成する。

(a) 平成30年度実績（（ ）内は29年度実績）

- ・耐震診断助成 23件（20件）
- ・耐震改修設計助成 3件（1件）
- ・耐震改修促進助成 22件（14件）
- ・緊急輸送道路沿道建築物等耐震化助成
  - ①耐震設計 2件（2件）
  - ②耐震改修 2件（1件）
- ・普及啓発事業
  - ①木造家屋簡易耐震診断 9件
  - ②耐震化アドバイザー派遣 2件
  - ③戸別訪問 529戸
  - ④耐震フェア

実施日：平成31年1月23日（水）～25日（金）

来場者数：417人

(b) 平成30年度決算額

108,212,811円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

耐震改修等助成事業については、戸別訪問、ポスターやチラシ、区報等による周知のほか、耐震フェアを開催し、建築会社等による耐震・防災の取組みの案内や講演会、相談会などを行った結果、前年度より助成件数が増加した。また、一級建築士や区の職員による耐震診断、戸別訪問により耐震に関する意識の啓発が図られている。

ただし、平成27年3月に改定された耐震改修促進計画に基づく平成27年度末の耐震化率は区営住宅、民間特定建築物及び防災上重要な公共建築物については目標を達成しており、一般住宅についても目標に近い耐震化率となっているものの、特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和2年度末までに100%とする目標に対し、81.7%と目標値とかい離しており、引き続き耐震化の取組みを進めていくことが重要である。

(イ) 住環境課：マンション管理適正化支援事業

a 事業の概要

分譲マンションの管理組合等に対して情報提供及び助言等の支援を行い、マンションの適正な維持管理の推進を図るとともに、快適な居住環境を確保する。

(a) 平成30年度実績

・マンション管理セミナー

実施日及び参加人数

第1回：平成30年10月27日（土） 28名

第2回：平成31年2月24日（日） 32名

実施場所：スカイホール

・マンション管理士派遣 29件

・分譲マンション管理組合設立支援 4件

・分譲マンション管理個別相談 18件

・助成事業

①アドバイザー制度利用助成 3件

②長期修繕計画作成費助成（30年度新規事業） 11件

③劣化診断調査費助成（30年度新規事業） 9件

④共用部分改修費用助成（30年度新規事業） 3件

(b) 平成30年度決算額

4,431,000円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

マンション管理における相談・助言業務については、専門の資格を有するマンション管理士により、各マンションの実情に応じた個別の相談業務がなされている。相談後のアンケート結果によると、助言を受けたマンション管理組合等からも好評であることがうかがえる。

助成事業については、平成30年度より新たに3件の助成事業が開始さ

れ、住環境及び地域環境の向上が図られている。

今後、東京都のマンション管理条例による管理状況届出制度が始まり、定期的に区内におけるマンションの管理状況を把握することが出来るようになるため、より一層事業の周知を図るとともに、マンションの適正な管理を推進していくことが重要である。

## エ 土木部

### (ア) 道路課：文京区無電柱化推進計画策定

#### a 事業の概要

無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）第8条第2項の規定により、区の努力義務とされた無電柱化の推進に関する計画を策定した。

#### (a) 文京区無電柱化推進計画の概要

- ・計画期間 平成31年度（2019年度）～40年度（2028年度）の10か年  
（概ね5年を目途に計画の中間見直しを行う）

- ・目的

- ① 災害に強い都市の整備
- ② 歩行空間の快適性の向上
- ③ 地域の魅力を生かした良好な景観まちづくり

- ・推進の目標

- ① 区道第870号（日医大つつじ通り 路線延長約500m） 令和9年度末までに工事完了
- ② 区道第889号（巻石通り1期 路線延長約400m） 令和8年度末までに工事完了

#### (b) 検討組織

土木部長外12名の関係課長による文京区無電柱化推進検討委員会

#### (c) 策定までの主な経過

- ・庁内検討委員会 平成30年6月～平成31年1月（4回開催）
- ・議会報告 平成30年5月～平成31年2月（3回実施）
- ・パブリックコメント 平成30年12月～平成31年1月

#### (d) 策定年月日

平成31年3月29日

#### (e) 平成30年度決算額

3,747,600円

【特定財源】都補助金 3,747,600円（無電柱化チャレンジ支援事業）

#### b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

無電柱化事業は、多額のコストと長期間にわたる工期を要するものであり、事業推進には国、都補助金の活用や国、都による技術支援が必要である。このため、本計画でも国、都へ必要な要望をしていくとしている。また、工事の円滑な推進のために地域住民への事業の周知を十分に行い、理解協力を得ることが必要とされている。

景観、災害対応、通行の支障という課題から無電柱化の推進が求められている中で、現在本区の区道における無電柱化率は約2%であることから、本計画により2路線の無電柱化が推進されることは、これらの課題解決に対して効果的なものといえる。

## オ 資源環境部

### (ア) 環境政策課：地域美化活動

#### a 事業の概要

文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例に基づき、公共の場所における歩行喫煙及びポイ捨て並びに重点地域における路上喫煙をなくし、喫煙マナーの向上及び地域環境美化促進のための取組を実施する。

#### (a) 平成30年度実績

##### ・歩行喫煙等禁止周知・啓発キャンペーン

区内地下鉄駅周辺において、近隣町会等と連携して啓発用ポケットティッシュを配布（年14回、延べ23か所で実施）

##### 【平成30年度参加者延べ人数】

町会等：98

学生：39

その他：8 参加者計：145

##### ・巡回指導

区内を7地区に分け、幹線道路を中心に喫煙マナー指導員（2人1組）が1日3時間（偶数日：午前7時30分から午前10時30分まで 奇数日：午前11時から午後2時まで）巡回し、条例違反者に対して注意・指導を実施

##### ・屋内喫煙所設置費等助成

喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成

##### 【平成30年度助成実績】

① 屋内喫煙所設置助成初期設置費用 2件

② 屋内喫煙所設置助成維持管理費用 1件

#### (b) 平成30年度決算額

31,332,699円

#### b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

地域との協働による歩行喫煙等禁止周知・啓発キャンペーン、喫煙マナー指導員による巡回指導、掲示物による周知・啓発等により条例違反者に対する指導件数は年々減少を続け、条例違反者の割合は直近3年間は0.02%という低い率になっているなど、成果を上げている状況である

屋内喫煙所設置費等助成事業については、平成30年度は3件の助成が行われ、喫煙者と非喫煙者の共生に向けた取組みが進んでいる。

今後、現行の条例を改正し公共の場所での喫煙を禁止するとともに、「文京区区立施設における受動喫煙防止のための指針」に基づき区立施設内に設置している屋外喫煙所の撤去を検討していく過程で、改正後の条例の実

効性を確保するためには、屋内喫煙所の設置を早急に進めていくことが重要である。

(イ) リサイクル清掃課：リサイクル事業

a 事業の概要

文京区一般廃棄物処理基本計画に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして掲げられている、「大量生産・大量消費に代わる循環型社会の形成」を目指し、3Rの推進（3Rのうち2R（Reduce、Reuse）を優先）を主軸にごみ減量の総合的な施策を進める。また、近年大きな社会問題になっている食品ロスやプラスチックごみの削減についても、各種事業展開の中で広く区民に周知啓発を図っていく。

(a) 文京区一般廃棄物処理基本計画における基本指標の推移

		年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 32 (最終目標値)
基本指標 1	区民 1 人 1 日当たりの総排出量 (g/人日)	目標値	1,055	1,044	1,030	987
		実績	1,041	1,021	1,004	
基本指標 2	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)	目標値	375	367	359	332
		実績	379	369	362	

(b) 平成 30 年度実績

- ・ 集団回収支援
  - 再活用実践団体バス見学会 1 回 30 名
- ・ 生ごみ対策
  - ① 生ごみ減量講座 3 日間 67 名
  - ② エコクッキング 3 回 66 名
  - ③ コンポスト化容器あっせん 通年 3 件
  - ④ 生ごみ交流会 1 回 35 名
- ・ リサイクル啓発
  - ① 公開講座（団体育成支援） 1 回 39 名
  - ② エコ先生の特別授業 3 回 127 名
  - ③ ステージ・エコ 5 回 131 名（出店者数）
  - ④ エコ・リサイクルフェア 1 回 5,381 名
  - ⑤ 子ども用品とりかえっこ 2 回 926 家族
- ・ リサイクル推進
  - ① リサイクル推進サポーター養成講座 1 講座 4 日間 12 名
  - ② リサイクル推進サポーター活動 59 回 29 名（登録者数）
- ・ 適正処理の推進
  - 事業用建築物の所有者に対する立入調査及び指導件数 197 事業者
- ・ 資源回収量
  - ① 拠点回収 161,377kg
  - ② 集積所回収 7,932,740kg

③集団回収 4,493,069kg

④粗大ごみ資源化分 359,470kg

(c) 平成30年度決算額

126,063,429円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

普及・啓発事業については、文京 eco カレッジを総称とした3Rの体系化されたカリキュラムや、ステージ・エコ、エコ・リサイクルフェア等を開催している。さらに、食品ロスの削減のため、平成30年度新規事業として「ぶんきょう食べきり協力店」の登録を開始するほか、海洋プラスチックの影響について「文京 eco カレッジ『公開講座』」において区民等が学ぶ機会を設けるなど、循環型社会の形成を目指した普及啓発に取り組んでいる。

また、事業系ごみ対策として、事業用建築物所有者への立入調査及び指導、廃棄物管理責任者への講習会等を実施するなど、事業系ごみの減量とリサイクルの継続的な促進を図っている。

ただし、区民1人1日当たりの総排出量は減少傾向にあり各年度における目標も達成しているが、区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量については、減少傾向ではあるものの各年度における目標には達していない状況である。目標達成のための効果的な取組みが求められる。

カ 施設管理部

(ア) 保全技術課：効果的・効率的な区有施設の維持・保全

a 事業の概要

区有施設の適切な維持保全のために、各所管課からの依頼を受け、保守委託による巡回技術員を施設に派遣し小破の修理を行う。また、施設所管課の担当職員等を対象とした維持保全研修会を開催し、日常管理の理解を深める。

(a) 平成30年度実績

・区有施設巡回保守業務委託

①対象建築物 63か所

②小破修理依頼票件数 399件（内、325件（81.5%）を小破修理で対応）

③依頼内容 防水・給排水、建具、照明、空気調和機等に関する依頼が多い

・維持保全研修会

①実施日 平成30年10月12日（金）午後3時から4時30分まで

②内容 ・文京区公共施設等総合管理計画の概要（保全技術課長）  
・予防保全を行っていく上でのポイント（NPO法人建築技術支援会によるスライドを使用した説明）

③出席者 39名

(b) 平成30年度決算額

12,610,230円



b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

平成30年度より、所管課からの修理依頼を受け巡回技術員を施設に派遣する体制に変更した。このことにより、施設の不具合に対する迅速な対応が図られるとともに、所管課が施設の状況を詳細に把握することができるようになった。所管課からの修理依頼票による依頼日から3日程度のうちには、ほぼ現地を確認し、修理の可能なものは実施しているが、依頼の中には業者への発注による対応が必要なものや備品修繕の要望等で巡回保守業務対象外のものが18.5%あった。

維持保全研修会は、指定管理施設を含む区有施設担当者に加えて、指定管理者の担当者が出席している。区有施設の担当者20名のうち、出席は11名であり、欠席した場合は資料送付を行っている。また、維持保全研修会終了後の出席者へのアンケート調査については、平成30年度は実施していなかったが、令和元年度は実施している。今後、アンケート等の活用を図るとともに、出席率の向上、学校等の管理者等への範囲拡大など、さらなる充実を図ることが重要である。

カ 教育推進部

(ア) 教育指導課：働き方改革実施計画

a 事業の概要

幼稚園及び小・中学校の教員の長時間労働が常態化していることから、平成31年3月に「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」を策定した。

厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」では、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、こうした基準や国における働き方改革の動向を踏まえ、当面は「週当たりの在校・園時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことを目標として計画に掲げた取組を進め、教員の長時間労働の改善に取り組む。

(a) 主な取組状況

平成31年3月 文京区部活動ガイドラインを作成

4月 部活動ガイドラインに基づく部活動方針を全中学校で作成

部活動指導員を全中学校に配置（19名）

副校長を補佐する非常勤教員を配置（小学校3名、中学校1名）

小学校外国語活動の全時間にALT（外国人英語指導員）を配置

令和元年 5月 出退勤カードシステムによる教職員の在校時間の把握を開始

医師による面接指導を実施（教育総務課所管）

8月 小・中学校で学校閉庁日を3日間設定

9月 副校園長等を対象としたタイムマネジメント研修

を実施

10月 夜間、休業日の留守番電話（自動応答メッセージ）の運用開始

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合规性の観点から監査したところ、一部を除き適切であると認められる。

教員の労働時間については、労働安全衛生法の一部改正による労働時間の把握の義務化に即応するため、既存の校務支援システムを活用した在校時間の把握を行っている。また、教育総務課では、勤務超過時間が月80時間を超えた教職員を対象に医師による面接指導を実施している。令和2年度からは、出勤簿、在校時間、休暇、超過勤務、旅費等の管理機能を持った学校庶務事務システムを導入し、更なる校務の効率化を図る予定である。

留守番電話については、教員が平日夜間や休業日中に電話対応をせず職務に専念できるよう、令和元年10月から小・中学校で導入しており、幼稚園でも令和2年度からの導入を予定している。

部活動については、文京区部活動ガイドラインに基づき各中学校において休養日や1日の活動時間等を設定した部活動方針を策定し、この方針にのっとり実施している。また、部活動の指導員経験があり、該当部活動の帯同審判資格等を有する部活動指導員を全校に配置し、顧問教員の負担軽減を図っている。

c 意見

学校・幼稚園における実地監査では、担任教諭が病欠に入り代理がないことから副校長の1か月の超過勤務が200時間を超えている事例があるとともに、副校長の在校時間が週60時間を超えている学校も多く見受けられた。

副校長の超過勤務が200時間を超えた場合の原因を調査し、速やかに個別の対応を検討するとともに、計画の目標である教員の在校時間週60時間を超える教員をゼロにするため、在校時間が週60時間を超えている場合の原因についても調査を行い、対応を検討する必要があると考えられる。加えて、副校長を補佐するための学校経営支援員等の制度をさらに活用するなど、副校長の支援を進めるとともに、業務の効率化をさらに進め、外部や地域からの学校サポート体制の強化を図ることなどにより、教員の負担軽減と教育の質の向上に向け、引き続き取り組むことが求められる。

(イ) 児童青少年課：放課後全児童向け事業

a 事業の概要

区立小学校の放課後や休業日に学校の施設を活用し、地域の大人や運営事業者等による見守りのもと、児童が遊びや自主学習等を安心して自由に行うことができる居場所を提供する。

(a) 平成30年度実績

- ・ 実施校 区立小学校19校
- ・ 実施日 主に月曜日から金曜日及び長期休業期間の平日
- ・ 実施時間 授業日は終業時間から午後5時まで、休業日は午前9時から

午後5時までの間で学校による

- ・ 実施日数 延べ3,294日
- ・ 参加人数 136,581人

(b) 平成30年度決算額  
202,006,178円

b 監査結果

本事業について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から監査したところ、適切であると認められる。

平成30年度より新たに6校が、令和元年度より1校が事業を開始し、区立小学校全20校での事業実施となった。

各学校においては、各学年に合った遊びや学び、体験活動を行うことができ、異年齢児との関わりも見られる。また、「おたより」を発行し、活動内容やイベントの紹介、活動の様子を、写真を用いて分かりやすく掲載し、児童が興味を持って計画的に参加出来るよう工夫されている。

活動を見守るスタッフについては要綱で配置基準が定められており、心身に特別な配慮を要する児童が定期的に参加している学校においては、スタッフを増配置するなど、安全に配慮した対応がなされている。

児童が活動中に怪我などをした時は、スタッフがすぐに応急処置を行うとともに、保護者と連絡を取り、必要に応じて病院を受診するなどの対応がなされている。

なお、本事業については、対象とする利用者が児童館と重複していることから、児童館の今後のあり方について検討が求められる。

8 組織及び運営の合理化に関する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、報告に添えて意見を提出する。

(1) 支払遅延における大きなリスク事案の発生と内部統制について

前期の定期監査に引き続き後期の定期監査においても、支払遅延を重点的に監査の対象としたが、後期でも支払い遅延の事例は多く見受けられた。特に、育成室運營業務委託の支払遅延については、年間業務委託の各月(12回)払でありながら、年度内に全く検査、支払が実施されず、年度を越えて検査、支払が行われた。結果的に、遅延利息を発生させるとともに約2800万円にのぼる国、都交付金の返還が予定されるなど、区にとって業務上の大きなリスク事案が生じている。このような事案の発生は区民からの信頼を損なうことに繋がりがねない。

これは適正な予算執行、契約事務、会計処理について職員として必要な知識や業務の適正な執行に対する意識が不足しているとともに、管理職、係長による業務管理を含めた組織的な統制体制が十分でないことに起因するものと考えられる。

このようなリスク事案が再発することのないよう全庁を挙げて現状の課題を把握し、ICTの活用や組織体制の整備など対応策を十分検討し、内部統制体制の構築に徹底的に取り組まれるよう、強く望むものである。

(2) 物品の管理について

前期に引き続き後期の定期監査においても、複数の部署で、物品の存在が確認できず、物品の適正な保管、現品の確認及び物品管理規則上必要な廃棄等の事務手続がなされていない例が見受けられた。特に、特別備品において決算書の財産

に関する調書に物品の表示があるにもかかわらず、現品を適切に確認することができていない部署もあった。各部署においては、自己検査のチェックリストに基づく現品の確認等、物品管理規則に基づき適正な管理を行うとともに、物品事務統括部署においては全庁的に物品管理規則に基づいた物品の適正な管理が行われるよう、十分に指導を行うよう望むものである。

(3) 契約事務について

後期の定期監査においても前期に引き続き、見積書の不備、契約関係書類間での日付の齟齬、仕様書の記載等の不備などが見受けられた。これらの不備は契約事務の知識不足、上司による不十分なチェック等に起因すると考えられる。各部署においては、担当者に限らず、管理職、係長についても正確な契約事務に関する知識に基づいて組織的に確認を行うなど内部統制体制を適切に構築することが必要である。また、統括部署においては、契約事務について職員に対し周知を図る機会を増やすとともに、全庁掲示板等を活用し、職員が必要な知識をいつでも容易に得ることができるような環境を整備するなど適正な契約事務の執行が組織的に確保されるよう取り組まれない。

(表1)

## 監査対象部署（施設）及び実施日程

対象部署（施設）		実施期間	監査委員監査日
子ども家庭部	子育て支援課 幼児保育課 子ども家庭支援センター	8月26日（月）～ 10月29日（火）	9月18日（水）
保健衛生部	生活衛生課 健康推進課 予防対策課 保健サービスセンター	9月4日（水）～ 10月29日（火）	9月24日（火）
都市計画部	都市計画課 地域整備課 住環境課 建築指導課	9月13日（金）～ 10月29日（火）	10月3日（木）
土木部	管理課 道路課 みどり公園課	9月20日（金）～ 11月26日（火）	10月11日（金）
資源環境部	環境政策課 リサイクル清掃課 文京清掃事務所	10月1日（火）～ 11月26日（火）	10月21日（月）
施設管理部	施設管理課 保全技術課 整備技術課	10月9日（水）～ 11月26日（火）	10月31日（木）
教育推進部	教育総務課 学務課 教育指導課 児童青少年課 教育センター 真砂中央図書館	10月16日（水）～ 12月26日（木）	11月8日（金）
行政委員会等	会計管理室 監査事務局	11月5日（火）～ 12月16日（月）	11月26日（火）
	選挙管理委員会事務局 区議会事務局	11月22日（金）～ 12月26日（木）	12月16日（月）
保育園	水道保育園 久堅保育園 青柳保育園	11月6日（水） 11月11日（月） 11月12日（火）	11月6日（水） 11月11日（月） 11月12日（火）
児童館・育成室	しおみ児童館 駕籠町育成室 窪町育成室	11月13日（水） 11月15日（金） 11月20日（水）	

	第三中学校育成室 水道児童館・育成室 本郷児童館・育成室	11月29日(金) 12月4日(水) 12月17日(火)	
小学校	指ヶ谷小学校 小日向台町小学校 金富小学校 湯島小学校 関口台町小学校 昭和小学校	11月22日(金) 12月2日(月) 12月5日(木) 12月9日(月) 12月10日(火) 12月11日(水)	11月22日(金) 12月2日(月)   12月10日(火)
中学校	茗台中学校 音羽中学校 第一中学校	12月17日(火) 12月18日(水) 12月20日(金)	12月17日(火) 12月18日(水) 12月20日(金)
幼稚園	小日向台町幼稚園 明化幼稚園 青柳幼稚園 湯島幼稚園	11月25日(月) 12月19日(木) 12月23日(月) 12月24日(火)	12月19日(木) 12月23日(月) 12月24日(火)